

ワーキングホリデー サポートプログラム 定型約款

記載金額は、全て税込価格です。ただし、各条項にて記載されている金額に対する消費税率は、消費税法の改正があった場合、改定後の消費税率に基づく消費税額相当分が変更になります。

第1条(定型約款)

申込希望者は、ワーキングホリデーサポートプログラム定型約款(以下「本約款」といいます。)を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます。)に対し、ワーキングホリデーサポートプログラム(以下「当プログラム」といいます。)に含まれる各種サービスを申し込みます。なお、本約款は当プログラムの申込契約の内容となります。

第2条(契約の申込みと成立)

(1) 本約款における申込希望者による当プログラム契約の申込みと成立は、申込希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「プログラム申込書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、第6条(諸費用)第(1)項に定めるプログラム費を受領確認したときをいいます(当社が申込みを承諾した申込希望者を以下、「申込者」といいます。)

(2) 本約款に基づく申込者と当社との間の当プログラム契約の成立後、当社は当プログラムの諸手続を開始するにあたって「留学手続引受確認書」を発送します。または、当該確認書を電子的通知によりご連絡する場合があります。

(3) 当プログラムに加え、語学留学プログラムを申し込む場合には、別途定める留学プログラム定型約款または短期語学留学プログラム定型約款に記載される申込手続を必要とします。申込みの段階で、留学先学校または研修先機関(以下「留学先」といいます。)が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入れが混み合っている等の事由で申込者の希望する手配ができない可能性が高い場合、当社は申込者の承諾を得て、可能な代案を提示の上、手配努力します。ただし引受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第11条(免責事項)によりお預かりするプログラム費は返金しません。

第3条(拒否事由)

当社は、申込者から、本約款に基づく当プログラムの申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数があるときは、申込者からの申込みをお断りすることがあります。

(1) 申込者の年齢、資格、技能その他条件が渡航先国のワーキングホリデービザ発給基準ならびに留学先等の指定する条件に合致していないことを当社が認めるとき。

(2) 申込者が未成年である場合または学生の場合、申込みについて親権者(保護者等)の同意がないとき。

(3) 申込者が希望する手配において、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。

(4) 申込者が希望する手配において、期限までに各種手続を完了できる見通しがないうとき。

(5) 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、当プログラムの参加に不適切であると当社が認めるとき。

(6) その他、当社が不適当と認めるとき。

第4条(プログラムの範囲)

当プログラムは、ワーキングホリデービザで海外に滞在する申込者を対象に、日本出発前及び現地到着後のオリエンテーションや海外滞在中の学校情報、生活情報、アルバイト情報の提供と相談等を行うものであり、海外での就職斡旋や入学保証など申込者に対して何らの保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は、本約款に定める場合を除き、プログラム費は返金しません。当プログラムに含まれる現地でのサービスは次の通りです。

(1) ワーキングホリデービザ申請のアドバイス
(2) 到着後の現地生活に関するオリエンテーションの実施

(3) 銀行口座開設のためのアドバイス

(4) 税金相談、納税者番号取得方法に関するアドバイス

(5) 携帯電話の手続案内及び料金プランに関するアドバイス(契約時は別途実費負担)

(6) 滞在先の探し方に関するアドバイス

(7) アルバイト情報や英文履歴書の書き方等、仕事探しに関するアドバイス(申込者に対しての雇用を保証するものではありません。)

(8) 個人旅行に関する情報提供や手配についてのアドバイス

(9) 現地での転校相談及び語学学校・専門学校への入学手続代行

(10) 日本語による24時間365日緊急サポート：留学ジャーナルスチューデントプロテクション滞在中の不慮の事態に対して日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルスチューデントプロテクション(電話によるアドバイスは、AIGトラベルアシストインクが行います。)」を実施します。

※現地オフィス業務は、各地提携オフィスへ委託します。また、現地スタッフに同行してもらうような場合は、別途実費負担が発生します。

第5条(必要書類)

申込者が当プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、手続に必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申込者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続担当カウンセラーまでお送りください。

第6条(諸費用)

(1) プログラム費

ワーキングホリデーサポートプログラム(1年間) 89,000円

(2) プログラム費に含まれないもの

以下にあげる費用は、上記プログラム費には含まれません。申込者の利用希望や必要性に応じて、別途手配、請求します。なお、渡航手配は、別途契約による手配となります(旅行取扱：株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1-1695号)。

① 航空運賃

希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港まで

の片道または往復航空券を手配します。航空券の申込み・取消し等は、別に定める標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」、「渡航手続代行契約の部」ならびに当社の「旅行・航空券取扱条件書」等に準じます(旅行取扱：株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1-1695号)。なお、航空券代は別途料金となります。

② 各国空港税・日本国内の空港使用料・航空保険料、国際観光旅客税、燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用

③ 海外留学保険料

④ ビザ取得手続(ビザ申請書類作成料)

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じ、別途料金にて行います。この場合、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくこととなります。留学国や申込者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑤ 緊急連絡費

申込者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係先等への緊急連絡をお引受けします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,500円にて申し受けれます。この場合、申込者は、当社が申込者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

⑥ その他

・現地滞在中にかかる生活費など個人的費用
・語学留学プログラムを合わせて申し込み、ワーキングホリデー前に語学研修を受けられる場合の到着時の空港出迎え費用

第7条(支払い)

申込者は、本約款の各条項に定められた、プログラム費、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振込みまたは所定の方法で入金するものとします。この場合、残金は、受入先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申込者が当社に対して支払ったプログラム費、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申込者に対して返金しません。申込者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込者に対する当プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で諸費用が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料(以下「振込手数料」といいます。)ならびに当社から申込者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

第8条(申込み後の取消・変更手数料)

申込者が、申込み後に申込内容を取消しまたは変更される場合は、次の取消・変更手数料をお支払いいただくことにより、契約を解除または変更することができます。なお、満員や抽選の結果によりビザが取得できなかった場合にも、各取消・変更手数料を申し受けます。申込内容の取消し・変更は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消し・変更として取り扱います。現地機関先に対するキャンセル料や変更手数料ならびに渡航手配手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料や変更手数料等、当プログラムの解約または変更に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担とします。また、当社がこれを立替払いしたときは、申込者はかかる立替費用を当社に支払うものとします。

取消し/変更の 申し出時期	取消/変更 手数料
(イ) 申込日から 起算して8日目まで ※ただし(ハ)(二)の 場合を除く	取消料・変更料なし (全て返金)
(ロ) 申込日から 起算して9日以降で 出発日の前日から 起算して31日前まで	33,000円 +取消料実費
(ハ) 出発日の前日から 起算して溯って 30日目にあたる日から 出発日前日まで	55,000円 +取消料実費
(ニ) 出発日当日以降	プログラム費全額 /変更不可

※取消料実費とは、渡航先国の現地機関先や航空会社などのキャンセル規定により申込者が負担しなければならない費用をいいます。

※申込日から起算して出発日前日迄の期間が30日以内の場合における取消し・変更は(ハ)が適用されます。

※上記規定の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日になります。なお、営業時間以降の取消し・変更は翌日の届出とみなします。

※空港送迎手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申込者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,300円を別途申し受けます。

第9条(各種手続の継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続の代行ができなかった場合、当社は申込者に対して本約款に基づき、支払い済の費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望渡航先国の現地機関先に対する変更料やキャンセル料ならびに渡航手配手続きにおける航空会社に対する変更料やキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとし、別途当社から請求します。申込者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第10条(当社からの解約)

(1) 申込者に次に定める事由が生じた場合、当

社は催告の上、本約款に基づく当プログラム契約を解約することができるものとします。

① 申込者が、当社指定の期日までに、第5条(必要書類)に定める必要な書類を送付しないとき。

② 申込者が、当社指定の期日までに、第6条(諸費用)及び第8条(申込み後の取消・変更手数料)に定める費用の支払いを行わないとき。

③ 申込者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。

④ 申込者が当社に届け出た、申込者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

⑤ 申込者が本約款に違反したとき。

⑥ 申込者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

⑦ 申込者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑧ 申込者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑨ その他当社の業務上の都合があるとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく当プログラム契約を解約したときは、プログラム費、その他の諸費用、変更手数料等、申込者が当社に対して本約款に基づき支払い済の費用を申込者に対して一切返金しません。また、解約により発生した滞在先等に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとします。申込者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第11条(免責事項)

(1) 当社は次のような場合には一切その責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第12条(損害の負担)の定めによるものとします。

① 当プログラムに加え、語学留学プログラムにも申込みをされた場合の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合

② 申込者の希望する滞在施設が定員に達して滞在中に滞在できない場合、または当社の責によらない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、あるいは申込者の希望どおりの滞在先が確保できない場合

③ 申込者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合

④ 大使館、留学先または申込者の事情によりビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合

⑤ 天災地変、戦乱、暴動、内乱、同盟罷業、テロ行為、感染症(世界的なパンデミックまたはエピソード、日本または渡航先の緊急事態宣言期間を含む。状況によっては、アウトブレイクも含む場合がある。)、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者

の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合

⑥ 申込者が本約款に違反したとき。

(2) 前項各号に基づき当社の責によることなく当プログラムに参加することができず、かつ当社を介さず申込者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消しや変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。

(3) 「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、AIGトラベルアシストインクが行います(渡航後帰国まで最長1年間)。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスを行います。当社はその内容に何らの保証をするものではありません。

(4) 申込者は渡航後、申込者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは滞在先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。滞在中のスポーツ等による事故は、申込者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申込者本人の責において加入手続を行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、変更手数料等、既に当社に支払い済の費用については一切返金されません。

(5) 当社は、現地委託先から当社に送られてきた最新資料に基づき当プログラムのサービスを提供しますが、当社の責によらず、また現地委託先の予測できない事情により、サービスの変更、滞在先の変更、その他の内容に関する変更については一切責任を負いません。

第12条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではなく、その損害を賠償します。ただし、軽過失の場合の損害賠償は、申込者から受領した第6条(諸費用)第(1)項で定めるプログラム費を上限とします。

第13条(弁済業務保証金分担金)

当社は、旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種を取得していることにより、一般社団法人日本旅行業協会に対して弁済業務保証金分担金を供託しています。これにより、同協会または管財人の判断により、当社が万一事業を停止せざるを得ないような状況に陥った場合、授業料等は除き、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第14条(守秘義務について)

当社では、申込者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当プログラム手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第15条(個人情報の取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申込者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用

停止、削除等について以下の通り取り扱います。また、EU及びイギリス域内への留学希望者は、当社ホームページに掲載する「Privacy Policy (GDPR)」及び「EU / UK域内留学希望者対象プライバシーポリシー」を必ずご一読ください。

(1) 個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

(2) 個人情報の利用目的について

① 申込者が留学や旅行に関する相談、申込み、留学及び旅行商品ならびにサービスをご利用いただく際、申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、ならびに申込者との間の連絡のために利用させていただくほか、申込者がお申込みいただいた留学・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申込者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。その他、申込みをする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続上必要となる、日本での申込者の最終学業成績、健康診断書(要配慮個人情報含む。)、財政証明書、戸籍謄本(抄本)等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申込者に同意いただくものとします。

② 当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申込者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、申込者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申込者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申込者自身が選択できるものであり、申込者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケット分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナーならびにキャンペーン情報等のご案内を申込者にお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申込者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申込者の同意を得ることなく第三者(外国にある第三者含む。)に提供しません。当

社は、申込者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申込者が提供した申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書や戸籍謄本(抄本)等の個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業等(ホールセラー、ビザ代理申請会社、現地手配会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先)に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申込者の戸籍謄本または抄本の英訳されたものを求めている場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②号と③号のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

① 申込者本人が個人情報の開示に同意している場合

② 法令により開示が求められた場合

③ 申込者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

④ 統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4) 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込者が提供した個人情報の内容を申込者の同意を得ずして変更することはありません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及び情報の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人の特特定が可能「クッキー情報」を得る必要がある場合も申込者本人の同意を得た上で使用するものとします。

(5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6) 個人情報保護に関する相談窓口

個人情報保護に関するお問い合わせ・ご要望は、次の「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室

連絡先：03-5312-4421 (代)

(平日のみ 10:00 ~ 18:00)

第16条(管轄裁判所)

本約款に関する一切の訴訟、その他一切の法的手続(裁判所の調停手続を含む。)については、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第17条(定型約款の変更)

本約款の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に一定期間をもって告知します。当該告知後、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、申込者は本約款の変更同意したものとします。

第18条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第19条(発効期日)

本約款の内容は、2024年6月1日以降に申し込まれる当プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第17条に従って告知し、効力発生日以降は留学ジャーナルオンライン(www.ryugaku.co.jp)に掲載の最新定型約款を適用します。

※語学学校手配を申し込む場合、別途お渡しする「留学プログラム定型約款」または「短期語学留学プログラム定型約款」に同意していただきます。